

福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加者資格審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 建設コンサルタント業務等(福井市財務会計規則第96条第1項に規定する建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。)の委託契約等に係る競争入札の参加者の資格等(令和5年福井市告示第99号。以下「告示第99号」という。)に基づく資格審査の事務処理は、この要領の定めるところによるものとする。

(入札参加資格の認定)

第2条 競争入札参加資格(以下「資格」という。)の認定は、福井市建設工事等指名業者選定審査会の審査を経て行うものとする。ただし、別に定める市内業者又は準市内業者の資格審査の更新手続に係る申請の場合はこの限りでない。

(資格認定基準)

第3条 資格審査の申請をした業種が告示第99号第2項の規定に該当すること。また、市内業者及び準市内業者等の区分については福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請要領において規定するものとする。

(所在地の変更)

第4条 告示第99号第7項に定める資格の有効期間内に、市内業者又は準市内業者がその他の業者になった場合は、当該変更日の属する年度の末日を資格の有効期限とする。
2 その他の業者が市内業者又は準市内業者になった場合は、当該変更届受理日の翌週の月曜日(当該日が休日(福井市の休日を定める条例(平成元年福井市条例第48号。以下同じ。))の場合は、その翌日とする。)の午後4時から資格を認定する。

(資格の有効期間)

第5条 資格の有効期間は、告示第99号第7項に定める期間とする。

(変更の届出)

第6条 資格者名簿に登録された者は、申請者又は資格審査の申請の書類に記載した事項に変更があったときは、直ちに、その旨を別に定める変更届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、当該変更届出書受理日の翌週の月曜日(当該日が休日の場合は、その翌日とする。)の午後4時から変更後の資格を有効とする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、福井市建設工事等指名業者選定審査会が定めるものとする。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。